

# 仕 様 書

- 1 この仕様書は、千葉市が委託する桜木霊園内草刈り業務の適正を期するため、受託者が守らなければならない業務委託の仕様を示すものである。
- 2 本契約の草刈り対象箇所、面積及び刈り取った草の取り扱いは、別添資料のとおりとする。
- 3 事前に現場を確認し、小石・破片・異物等を取り除いた後でなければ、作業をしてはならない。
- 4 作業にあっては、墓参者等に対する安全性の確認と必要に応じ作業を一時中断するなどの十分な配慮を行うものとする。
- 5 業務上又は各種作業の工程上、疑義等が生じた場合は、必ず市監督員と協議し指示を仰いだ後に適切な処理を行うものとする。
- 6 作業は実施計画により進めるものとするが、気象変動等の自然的要因のほか墓参交通量・各種行事・イベント等による人為的要因による作業の停滞を未然に防止するため、必ず市監督員と協議し、効果のある最適期に実施するものとする。

## 7 実施計画

### (1) 斜面地

令和元年7月上旬・9月中旬・12月中旬の3回とし、実施日は市が指定する日とする。

### 調整池

令和元年7月上旬の1回とし、実施日は市が指定する日とする。

### (2) 墓地区画内

令和元年7月上旬・8月上旬・9月中旬の3回とし、実施日は市が指定する日とする。

## 8 草刈要件

### (1) 斜面地

地表より5cm以内の高さに刈り取るものとする。

### (2) 墓地区画内

ナイロンコードを使用し地表面より刈り取るものとする。

※38区の民地との隣接地については、養生をしっかりと施したうえで、刈り取りを行うこととする。